

函 福 管

令和8年(2026年)2月27日

民生常任委員会委員 様

保 健 福 祉 部 長

参考資料の配付について

このことについて、下記の資料を別添のとおり配付いたします。

記

1 配付資料

- 函館市住民税非課税世帯物価高騰支援臨時特別給付金に係る
コールセンターの開設について

(保健福祉部地域包括ケア推進課)

函館市住民税非課税世帯物価高騰支援臨時特別給付金に係る コールセンターの開設について

1 コールセンターの開設

現在、支給に必要な書類の作成等準備を進めておりますが、給付金の手続き方法等、市民からの問い合わせ対応を行うコールセンターを令和8年3月2日（月）に開設します。

- (1) 名称：函館市臨時特別給付金コールセンター
- (2) 電話番号：0120-244-046（フリーダイヤル）
- (3) 受付時間：午前9時～午後5時（土・日・祝日を除く）

2 函館市住民税非課税世帯物価高騰支援臨時特別給付金の概要

(1) 事業目的

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている生活者に対する支援として、国の「重点支援地方交付金」を活用し、住民税均等割が非課税である世帯に対し臨時特別給付金を支給する。

(2) 支給対象世帯

基準日（令和7年12月1日）時点で函館市に住民登録のある世帯で、世帯全員の令和7年度住民税均等割が非課税である世帯

※1 以下のいずれかに該当する場合は、支給対象外となります。

- ・ 世帯内に一人でも令和7年度住民税均等割が課税されている者（住民税均等割が課税となる所得があるにも関わらず、住民税未申告である者を含む）がいる世帯
- ・ 世帯の全員が、住民税均等割が課税されている他の親族から扶養されている世帯
- ・ 租税条約による住民税の免除の適用を届出している者がいる世帯

※2 配偶者やその他親族からの暴力等を理由に函館市に避難している方で住民票を移すことができない場合でも対象となる可能性がありますので、コールセンターまでお問合せください。

(3) 支給額

1世帯当たり3万円

(4) 支給方法等

別紙のとおり

別紙

支給方式	プッシュ型	確認書または申請書
対象世帯	支給対象と見込まれる下記 ①または②に該当する世帯 ① 令和6年以降に函館市から低所得世帯を対象とした臨時特別給付金を口座振込により受給した世帯 ② 国（デジタル庁）へ公金受取口座を登録している世帯	支給対象と見込まれる左記 ①②のいずれにも該当しない世帯
送付書類	口座振込による支給のお知らせ（通知はがき）	確認書または申請書 ※ 令和7年1月2日以降に函館市に転入した方がいる場合等は申請書を送付します。
書類発送時期	令和8年3月下旬	令和8年4月中旬
申請方法	原則、申請不要 ※ 振込口座の変更を希望する方や受給を辞退する方は、通知はがきに記載している期日までにコールセンターへ連絡してください。	申請書類を返信用封筒に入れ、郵送 ※ 確認書が送付された方は、同封する書類にオンライン申請用二次元コードが記載されており、オンラインによる申請も可能です。なお、オンラインによる申請は、確認書や添付書類の提出を省略できます。
支給時期	令和8年4月中旬 ※ 通知はがきでご確認ください。	申請受付後、約3週間程度 ※ 受付状況等により、支給が前後する場合があります。 【申請期限】 令和8年7月31日（金） [消印有効] ※ 期限までに申請がない場合、本給付金の受給を辞退したものとみなします。